

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

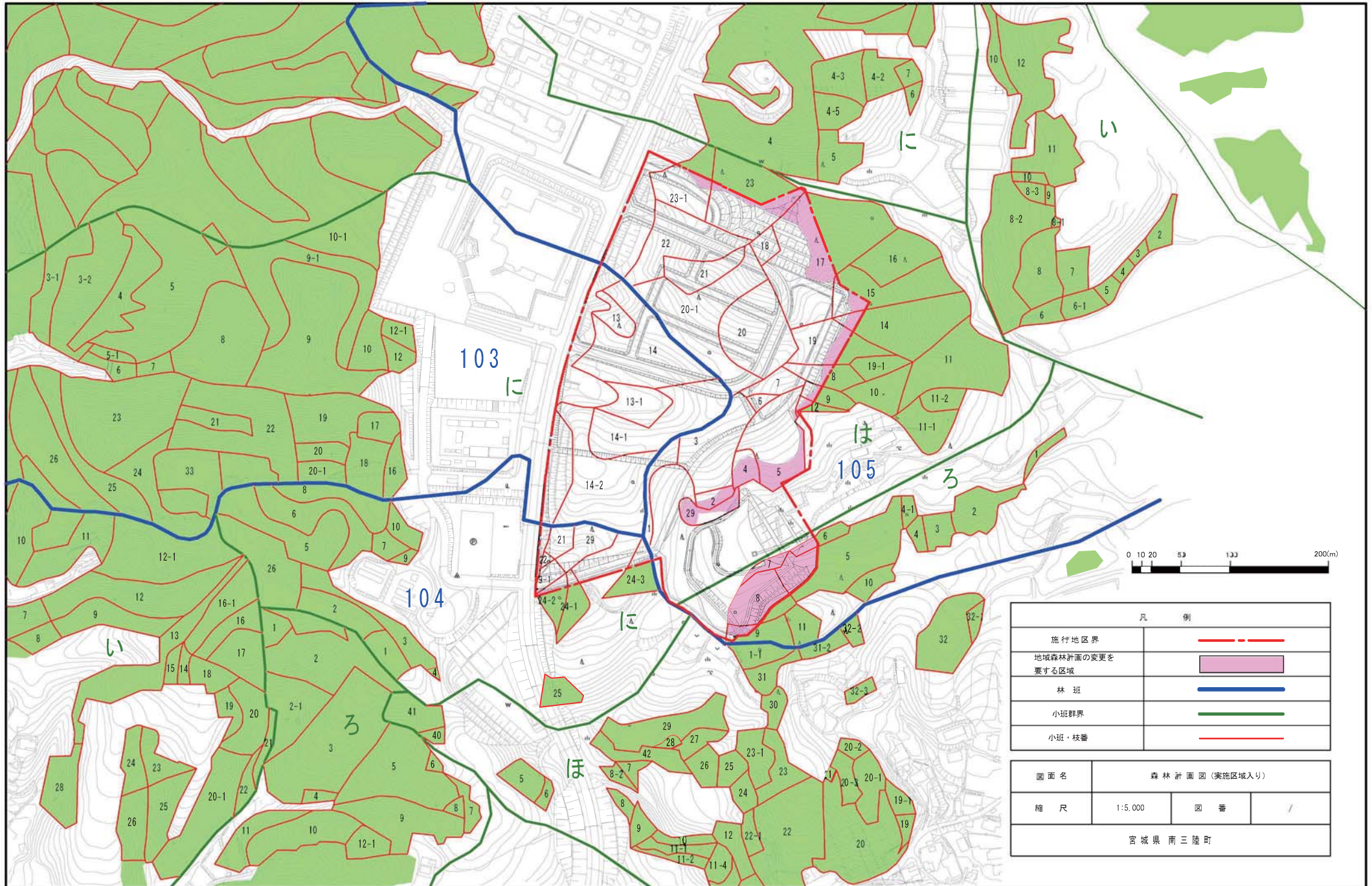
所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
南三陸町	志津川	沼田	14-1	志津川東地区 津波復興拠点整備事業 (東の東)	1.23	事業区域面積 10.82ha うち対象森林面積 1.23ha
南三陸町	志津川	沼田	14-3			
南三陸町	志津川	沼田	15			
南三陸町	志津川	沼田	19			
南三陸町	志津川	沼田	21			
南三陸町	志津川	沼田	28			
南三陸町	志津川	沼田	29			
南三陸町	志津川	沼田	32-1			
南三陸町	志津川	沼田	32-2			
南三陸町	志津川	沼田	33			
南三陸町	志津川	沼田	34-1			
南三陸町	志津川	沼田	34-2			
南三陸町	志津川	沼田	35-1			
南三陸町	志津川	沼田	37			
南三陸町	志津川	沼田	58-2			
南三陸町	志津川	沼田	64			
南三陸町	志津川	沼田	99			
南三陸町	志津川	沼田	116-2			
南三陸町	志津川	沼田	116-6			
南三陸町	志津川	袖浜	89-3			
南三陸町	志津川	袖浜	90-1			
南三陸町	志津川	袖浜	93-1			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。  
注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面



凡 例	
施行地区界	———
地域森林計画の変更を要する区域	■
林 班	———
小班群界	———
小班・枝番	———

図面名	森林計画図（実施区域入り）		
縮 尺	1:5,000	図 番	/
宮城県南三陸町			



様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

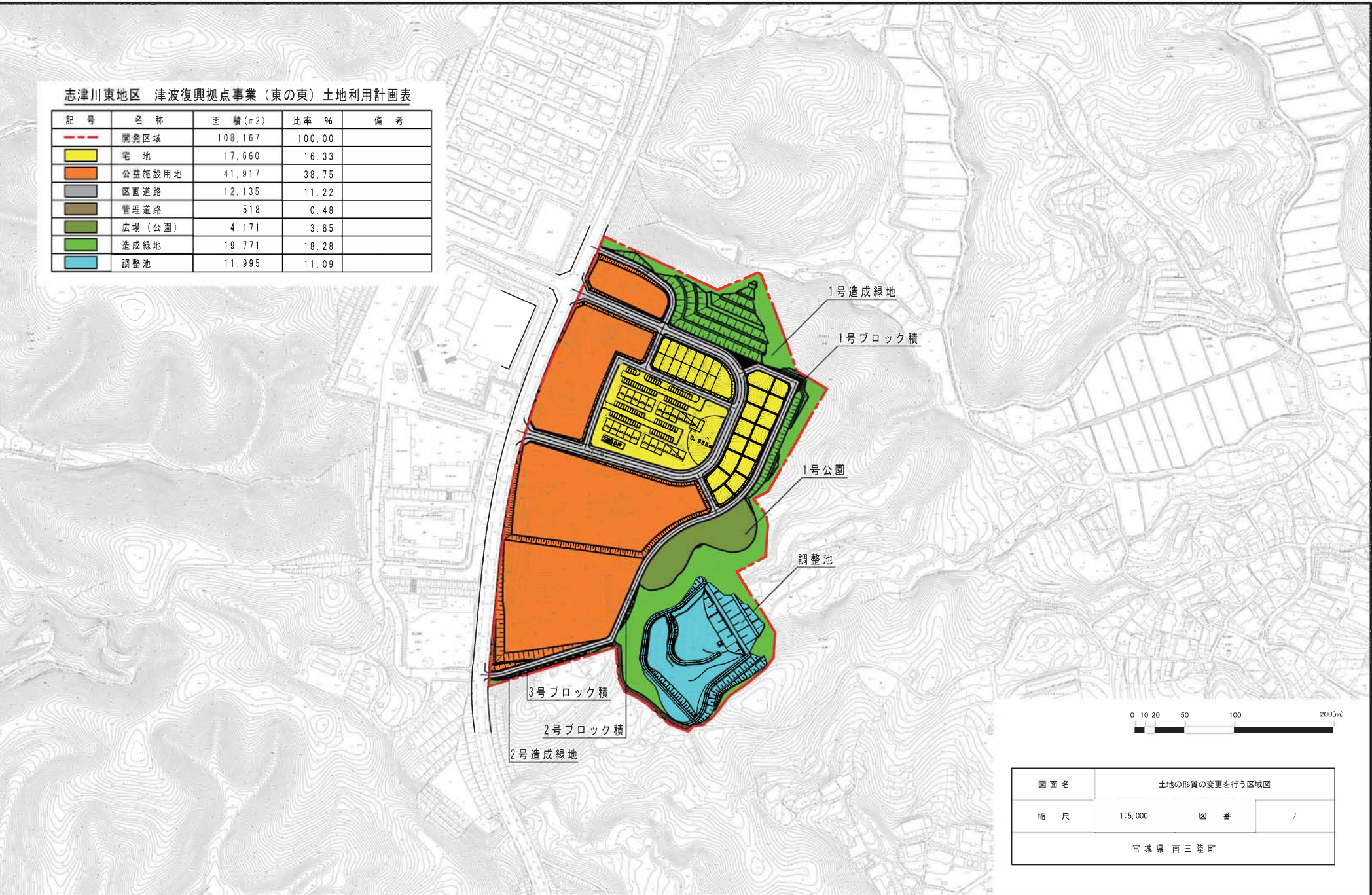
事業名称	志津川東地区津波防災拠点整備事業(東の東)					
事業目的	全ての町民を守るために、人・生活基盤を安全な場所に移転し、既存の商工団地やベイサイドアリーナ等と一体となった、行政・医療・居住のための施設の集積を図り、一日も早く安全な市街地形成を先導する拠点形成を図る。					
事業期間	平成25年度～平成27年度					
面積(ha)	事業区域面積 ※図上求積による		10.82ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		1.23ha			
用地面積(ha) ※図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	住宅		0.00	1.77	1.77	16.36
	公共施設用地		0.00	4.19	4.19	38.73
	区画道路		0.00	1.21	1.21	11.18
	管理道路		0.00	0.05	0.05	0.46
	広場(公園)		0.00	0.42	0.42	3.88
	造成緑地		0.88	1.10	1.98	18.30
	防災調整池		0.35	0.85	1.20	11.09
	計		1.23	9.59	10.82	100.00
比率		11.37	88.63	100.00		
林況 ※ 図上求積による ※ 林齢は平成25年度現在	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	スギ	0.37	40～84	アカマツ	0.00	
	クスギ	0.02	52～68	その他広葉樹	0.84	29～64
地形	標高:TP40.0m～TP80.0m 平均傾斜度:約30度 地形の特徴:比較的急勾配の斜面地である。					
地質	表土は薄く、頁岩層が続く。					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	津波復興拠点整備事業については、都市計画法の開発許可申請の技術基準等に準拠するほか、関連する関係機関と協議調整を進めながら実施する。計画地北側及び西側の農地への影響については南三陸町役場と調整し、雨水排水は、道路側溝をから調整池へ流入させ調整池下流水路を経て海へと放流することとしており、地元住民の同意を得ている。 防災対策として、施工に先立って事業区域内に設置する仮設沈砂池を整備し、事業区域外への濁流等の発生を防止する。また、施工中は適切な位置に素掘水路等を配置して雨水を沈砂池へ流下させ、事業区域外への濁流等の発生を防止する。					

※ 「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※ 「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

志津川東地区 津波復興拠点事業（東の東）土地利用計画表

記号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	比率 %	備考
---	開発区域	108,167	100.00	
■	宅地	17,660	16.33	
■	公施設用地	41,917	38.75	
■	区画道路	12,135	11.22	
■	管理道路	518	0.48	
■	広場(公園)	4,171	3.85	
■	造成緑地	19,771	18.28	
■	調整池	11,995	11.09	



図面名	土地の形質の変更を行う区域図		
縮尺	1:5,000	図番	/
宮城県南三陸町			